



福島医発第 3266 号(地)
令和 5 年 3 月 2 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

「新型コロナワクチン予診票の確認のポイント Ver9.1」について

「新型コロナワクチン予診票の確認のポイント Ver9.0（令和 4 年 12 月 1 日版）」については、令和 5 年 1 月 4 日付福島医発第 2753 号（地）をもって貴会宛てご連絡しました。

今般、厚生労働省より日本医師会を通じて、同ポイントが Ver9.1 に改訂された旨、情報提供がありました。

今回の改訂は、下記の内容に関連する事項となっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

【改訂内容】

- ・モデルナ社オミクロン株対応 2 価ワクチン対象年齢変更
- ・モデルナ社ワクチン（従来型）に関する記載の削除

（「新型コロナワクチン 予診票の確認のポイント」掲載サイト）

○日本医師会ホームページ 新型コロナウイルス感染症の予防接種について
（医療機関、医師会向けページ）／様式等

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009822.html

○厚生労働省ホームページ

「新型コロナワクチンの予診票・説明書・情報提供資材」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yoshinhyouetc.html

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

日医発第 2192 号（健Ⅱ）

令和 5 年 2 月 20 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菫 敏

「新型コロナワクチン 予診票の確認のポイント Ver9.1」について

「新型コロナワクチン 予診票の確認のポイント」については、Ver9.0（令和 4 年 12 月 1 日版）（[令和 4 年 12 月 12 日付日医発第 1748 号（健Ⅱ）参照](#)）をもって貴会宛にご連絡いたしました。

今般、同ポイントが Ver9.1 に改訂された旨、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛事務連絡がなされました。

今回の改訂は、主に、

- ・ モデルナ社オミクロン株対応 2 価ワクチン対象年齢変更
 - ・ モデルナ社ワクチン（従来型）に関する記載の削除
- に関するものとなっております。

つきましては、貴会におかれましても郡市区医師会および関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

（「新型コロナワクチン 予診票の確認のポイント」掲載サイト）
日本医師会ホームページ 新型コロナウイルス感染症の予防接種について（医療機関、医師会向けページ）：

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009822.html

厚生労働省ホームページ「新型コロナワクチンの予診票・説明書・情報提供資材」：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yoshinhyouetc.html

事 務 連 絡
令和 5 年 2 月 17 日

各 { 都 道 府 県
市 町 村
特 別 区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

「新型コロナワクチン 予診票の確認のポイント Ver9.1」について

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの予防接種については、適切な予診と円滑な接種に資するよう、「新型コロナワクチン 予診票の確認のポイント Ver9.0」（令和 4 年 12 月 1 日版）を作成し、予診を行う医師や、予診票の確認などに従事する職員等に予診時に参考にしていただくよう、周知等を依頼していたところでした。

今般、モデルナ社オミクロン株対応 2 価ワクチン対象年齢変更等にあたって、予診時の参考としていただけるよう、「新型コロナワクチン 予診票の確認のポイント Ver9.1」（令和 5 年 2 月 17 日版）を作成しました。

つきましては、貴自治体でご活用いただくとともに、関係団体や、接種を実施する医療機関等に周知いただきますようお願いいたします。

なお、「新型コロナワクチン 予診票の確認のポイント」は、今後も接種の実情や科学的知見の集積等を踏まえて随時改訂することがあります。

引き続き、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの円滑な接種について、格段の御協力をお願いいたします。

※ 「新型コロナワクチン 予診票の確認のポイント Ver9.1」（令和 5 年 2 月 17 日版）については、厚労省ホームページからダウンロードすることができます。
<https://www.mhlw.go.jp/content/000928832.pdf>

新型コロナウイルス

予診票の確認のポイント

Ver. 9.1

(令和5年2月17日版)

厚生労働省

健康局予防接種担当参事官室

目次

1	新型コロナワクチンの接種を受けたことはありますか。	3
2	現時点で住民票のある市町村と、クーポン券に記載されている市町村は同じですか。	7
3	「新型コロナワクチンの説明書」を読んで、効果や副反応などについて理解しましたか。	7
4	接種順位の上位となる対象グループに該当しますか。	7
5	現在何らかの病気にかかって治療（投薬など）を受けていますか。	7
6	その病気を診てもらっている医師に今日の予防接種を受けてよいと言われましたか。	8
7	最近1か月以内に熱が出たり、病気にかかったりしましたか。	8
8	今日、体に具合が悪いところがありますか。	9
9	けいれん（ひきつけ）を起こしたことがありますか。	9
10	薬や食品などで、重いアレルギー症状（アナフィラキシーなど）を起こしたことがありますか。	9
11	これまでに予防接種を受けて具合が悪くなったことはありますか。	10
12	現在妊娠している可能性（生理が予定より遅れているなど）はありますか。または、授乳中ですか。	12
13	2週間以内に予防接種を受けましたか。	13
14	今日の予防接種について質問がありますか。	13
・	予診票の取り扱いに関するその他の事項	14

※ 1～3、13 は、事務職員などが確認可能です。その他の項目も、記入の有無などの確認を事務職員などが行うことができます。

5～12、14、第2期追加接種の場合の対象者の確認は、最終的に医師が確認した上で接種を判断する必要があります。こうした項目の記載内容を、医師以外の医療従事者が予め確認することで、医師の予診の時間が短縮されと考えられます。

※ 以前の予診票に記載されていた4及び6については、現行の様式からは削除されています。

※ 質問項目の確認の前に、提出された予診票が最新の様式か確認してください。（最新の様式については厚生労働省ホームページ「新型コロナワクチンの予診票・説明書・情報提供資料」（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yoshinhyouetc.html）をご参照ください）

「新型コロナワクチン 予診票の確認のポイント Ver9.1（令和5年2月17日版）」では、以下の点について改訂しています。

- ・モデルナ社オミクロン株対応2価ワクチン対象年齢変更
- ・モデルナ社ワクチン（従来型）に関する記載の削除

※ 本文書においては、各ワクチンを以下のとおり表記する。

- ・「12 歳以上用ファイザー社ワクチン（従来型）」：従来株のスパイクたんぱく質をコードする mRNA のみを成分として含む 12 歳以上用の「コミナティ筋注」（ファイザー社）
- ・「ファイザー社オミクロン株対応 2 価ワクチン」：従来株とオミクロン株（BA. 1 又は BA. 4-5）のスパイクたんぱく質をコードする mRNA を成分として含む 12 歳以上用の「コミナティ RTU 筋注」（ファイザー社）
- ・「5～11 歳用ファイザー社ワクチン」：5～11 歳用の「コミナティ筋注 5～11 歳用」（ファイザー社）
- ・「6 か月～4 歳用ファイザー社ワクチン」：生後 6 か月～4 歳用の「コミナティ筋注 6 か月～4 歳用」（ファイザー社）
- ・「ファイザー社ワクチン（従来型）」：12 歳以上用ファイザー社ワクチン（従来型）と 5～11 歳用ファイザー社ワクチン及び 6 か月～4 歳用ファイザー社ワクチンを含む場合
- ・「ファイザー社のワクチン」：12 歳以上用ファイザー社ワクチン（従来型）、ファイザー社オミクロン株対応 2 価ワクチン、5～11 歳用ファイザー社ワクチン、6 か月～4 歳用ファイザー社ワクチンの全てを含む場合
- ・「モデルナ社ワクチン（従来型）」：従来株のスパイクたんぱく質をコードする mRNA のみを成分として含む「スパイクボックス筋注」（モデルナ社）
- ・「モデルナ社オミクロン株対応 2 価ワクチン」：従来株とオミクロン株（BA. 1 又は BA. 4-5）のスパイクたんぱく質をコードする mRNA を成分として含む「スパイクボックス筋注」（モデルナ社）
- ・「モデルナ社ワクチン」：モデルナ社ワクチン（従来型）とモデルナ社オミクロン株対応 2 価ワクチンの両方を含む場合
- ・「オミクロン株対応 2 価ワクチン」：ファイザー社オミクロン株対応 2 価ワクチンとモデルナ社オミクロン株対応 2 価ワクチンの両方を含む場合
- ・「武田社ワクチン（ノバボックス）」：「ヌバキソビッド筋注」（武田社）

1 新型コロナワクチンの接種を受けたことがありますか。

確認のポイント

接種間隔の確認を行います。

12 歳以上の方で、2 回目以降の接種の記載がある方は、基本的に「令和 4 年秋開始接種」として、オミクロン株対応 2 価ワクチン又は武田社ワクチン（ノババックス）による 1 人 1 回の追加接種を行うこととなります。（ただし、被接種者の接種機会が到来していてもそれらのワクチンが入手できない場合などにおいては、第 1 期追加接種又は第 2 期追加接種として、12 歳以上用ファイザー社ワクチン（従来型）の 3 回目又は 4 回目接種を実施しても差し支えありません。）

5 歳以上 11 歳以下の方で、2 回目の記載がある方は、第 1 期追加接種として、5 ～11 歳用ファイザー社ワクチンによる 3 回目接種を受けることができます。また、生後 6 か月以上 4 歳以下の乳幼児に関しては初回接種として 6 か月～ 4 歳用ファイザー社ワクチンを 3 回接種します。

（解説）

[1] 12 歳以上の方について

（1）初回接種について

12 歳以上用ファイザー社ワクチン（従来型）又は武田社ワクチン（ノババックス）を用います。ワクチンの種類ごとに接種間隔が異なります。2 回目の接種の場合、持参した予防接種済証にて、1 回目に接種したワクチンと同じワクチンであることを確認し、接種間隔の確認を行ってください。異なる新型コロナワクチンを接種（交互相種）する場合は、下記（注）をご参照ください。

○12 歳以上用ファイザー社ワクチン（従来型）の接種間隔：

原則 20 日の間隔をおいて 2 回接種します（1 回目から 3 週間後の同じ曜日以降に 2 回目を接種。）。

最短では、18 日の間隔をおいて接種が可能です（1 回目から 3 週間後の同じ曜日の 2 日前に 2 回目を接種。）

1 回目接種からの間隔が 20 日を超えた場合、できる限り速やかに 2 回目を接種します（接種できる間隔の上限が定められている訳ではありません。）。

○武田社ワクチン（ノババックス）の接種間隔：

最短では、20 日の間隔をおいて接種が可能です（1 回目から 3 週間後の同じ曜日に 2 回目を接種。）。1 回目接種からの間隔が 20 日を超えた場合、できる限り速やかに 2 回目を接種します（接種できる間隔の上限が定められている訳ではありません。）。

12 歳以上用ファイザー社ワクチン（従来型）等と異なり、原則の間隔と最短の間隔を別に設定することとしていませんので、必ず 20 日以上の間隔を空けるよう注意してください。

（注）1 回目に接種したワクチンと異なる新型コロナワクチンを 2 回目に接種（交互相種）できるのは次の場合です。

- ・ 1 回目のワクチンの流通の減少や転居などにより、2 回目を同じワクチンで受けることが困難である場合
- ・ 医師が医学的見地から、1 回目と同じワクチンを 2 回目に接種することが困難であると判断した場合

○1 回目に接種したワクチンと異なる新型コロナワクチンを接種する場合の接種間隔：

1 回目接種から 27 日以上の間隔をおいて接種が可能です（1 回目から 4 週間後の同じ曜日以降に 2 回目を接種。）。

1 回目接種からの間隔が 27 日を超えた場合、できる限り速やかに 2 回目を接種します（接種できる間隔の上限が定められている訳ではありません。）。

(2) 令和4年秋開始接種について

2回目以降の接種の記載がある方のうち、12歳以上の方については「令和4年秋開始接種」の対象です。なお、初回接種が完了していない方、既に令和4年秋開始接種を受けたことがある方については接種対象ではありません。

○前回接種までに使用したワクチンにかかわらず[†]、令和4年秋開始接種では、

- ・ 18歳以上の方に対しては、オミクロン株対応2価ワクチン又は武田社ワクチン（ノババックス）
- ・ 12歳から17歳の方に対しては、オミクロン株対応2価ワクチン

を用います。

[†] 5～11歳用ファイザー社ワクチンを用いて初回接種を行い、12歳の誕生日を迎えた方を含みます。

○令和4年秋開始接種は、前回接種の完了から次に掲げる接種間隔をおいて行います。

- ・ オミクロン株対応2価ワクチン：前回接種の完了から3か月以上の間隔をおいて接種します。

「3か月以上の間隔をおいて」とは、2回目接種を行った日から3か月後の同日から追加接種可能であり（例1）、3か月後に同日がない場合は、その翌月の1日から追加接種可能である（例2）という意味です。

（例1）11月1日に2回目接種をした場合、2月1日から追加接種可能。

（例2）11月30日に2回目接種をした場合、3月1日から追加接種可能。

- ・ 武田社ワクチン（ノババックス）：

初回接種の完了から6か月以上の間隔をおいて接種します。

※ 「6か月以上の間隔をおいて」の意味については、オミクロン株対応2価ワクチンの「3か月以上の間隔をおいて」の考え方を参考にしてください。

(3) 第1期追加接種について

12歳以上の方に対する第1期追加接種は、初回接種で使用したワクチンにかかわらず、12歳以上用ファイザー社ワクチン（従来型）を用いて、初回接種の完了から3か月以上の間隔をおいて行います。

なお、初回接種を終了している方においては、令和4年秋以降は「(2) 令和4年秋開始接種」による接種を行うことを基本とし、何らかの事情で令和4年秋開始接種を実施できない場合に、第1期追加接種を行うこととさせていただきます。

※ 「3か月以上の間隔をおいて」の意味については、[1] (2) 「令和4年秋開始接種について」、オミクロン株対応2価ワクチンの「3か月以上の間隔をおいて」の考え方を参考にしてください。

(4) 第2期追加接種について

第2期追加接種は、

① 60歳以上の方

② 18歳から59歳で、基礎疾患を有する方* その他重症化リスクが高いと医師が認める方**

③ 18歳から59歳で、医療従事者等及び高齢者施設等の従事者***

に対し、初回接種及び第1期追加接種で使用したワクチンにかかわらず、12歳以上用ファイザー社ワクチン（従来型）を用いて、第1期追加接種の完了から3か月以上の接種間隔をおいて行います。

なお、第1期追加接種まで終了している方においては、令和4年秋以降は「(2) 令和4年秋開始接種」による接種を行うことを基本とし、何らかの事情で令和4年秋開始接種を実施できない場合に、第2期追加接種を行うこととさせていただきます。

* 「基礎疾患を有する方」とは、以下の方のことをいいます。

1. 以下の病気や状態の方で、通院／入院している方

- ・ 慢性の呼吸器の病気
- ・ 慢性の心臓病（高血圧を含む。）
- ・ 慢性の腎臓病
- ・ 慢性の肝臓病（肝硬変等）
- ・ インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
- ・ 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
- ・ 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む。）
- ・ ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ・ 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ・ 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
- ・ 染色体異常
- ・ 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
- ・ 睡眠時無呼吸症候群
- ・ 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）（精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持している方については、通院又は入院をしていない場合も、基礎疾患のある方に該当します。）

2. 基準（BMI 30 以上）を満たす肥満の方

BMI30 の目安：身長 170cm で体重約 87kg、身長 160cm で体重約 77kg。

**「その他重症化リスクが高いと医師が認める方」については、下記のような国内外の知見等を踏まえて総合的に重症化リスクを判断してください。また、事前にかかりつけ医に相談している場合についてはかかりつけの医師の判断も参考にしてください。ただし、医師の診断書又は証明書は必要ありません。罹患している疾病や服薬状況については5「現在何らかの病気にかかって治療（投薬など）を受けていますか。」もご参照ください。

- ・ 新型コロナウイルス感染症については、基礎疾患を有する方は重症化しやすいことに加え、高齢の方、妊娠している方も重症化しやすいことが科学的に明らかになってきていること。
- ・ また、海外の報告によれば、喫煙や身体不活動といった生活習慣がある方も重症化しやすいとされていること。

（参考1）CDC ホームページ（People with Certain Medical Conditions 2023.2.10）抄

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/need-extra-precautions/people-with-medical-conditions.html>

- ・ People who do little or no physical activity are more likely to get very sick from COVID-19 than those who are physically active.（身体活動を全くまたはほとんどしない人は、そうでない人よりも COVID-19 で重症化しやすい。）
- ・ Being a current or former cigarette smoker can make you more likely to get very sick from COVID-19.（現在または過去に喫煙歴のある人は、そうでない人よりも COVID-19 で重症化しやすい。）

（参考2）新型コロナウイルス感染症（COVID-19） 診療の手引き・第9.0版（抄）2 臨床像 2. 重症化のリスク因子（p10-14）

- ・ COVID-19 は自然に回復する患者も多いが、特定の属性や基礎疾患があると、医療上の入院、酸素投与、集中治療が必要となるリスク（重症化リスク）が大きくなる。（略）一般にリスク因子の数が多いほど重症化リスクは大きくなると考えられている。ワクチン接種を適切に受けることは重症化リスク

を低下させる有効な手段である。

***対象となるのは、重症化リスクが高い多くの者に対してサービスと提供する医療従事者や高齢者施設等の従事者であり、基本的には「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（14版）」第2章2（2）に記載されている範囲が想定されます。

※ 「3か月以上の間隔をおいて」の意味については、[1]（2）「令和4年秋開始接種について」、オミクロン株対応2価ワクチンの「3か月以上の間隔をおいて」の考え方を参考にしてください。

[2] 5歳以上11歳以下の小児について

5歳以上11歳以下の小児については5～11歳用ファイザー社ワクチンを用います。

（1）初回接種について

○5～11歳用ファイザー社ワクチンの接種間隔：

原則20日の間隔をおいて2回接種します（1回目から3週間後の同じ曜日以降に2回目を接種。）。

最短では、18日の間隔をおいて接種が可能です（1回目から3週間後の同じ曜日の2日前に2回目を接種。）。1回目接種からの間隔が20日を超えた場合、できる限り速やかに2回目を接種します（接種できる間隔の上限が定められている訳ではありません。）。

◎原則として、同一の方には同一のワクチンを使用することとし、1回目の接種時に11歳であった方に対して5～11歳用ファイザー社ワクチンを使用した後に、当該者が12歳となった場合については、2回目も5～11歳用ファイザー社ワクチンを使用してください。

（2）第1期追加接種について

○第1期追加接種は、初回接種の完了から5か月以上の間隔をおいて接種します。

※ 「5か月以上の間隔をおいて」の意味については、[1]（2）「令和4年秋開始接種について」、オミクロン株対応2価ワクチンの「3か月以上の間隔をおいて」の考え方を参考にしてください。

[3] 生後6ヶ月～4歳の乳幼児について

生後6か月以上4歳以下の乳幼児については6か月～4歳用ファイザー社ワクチンを用います。なお、6か月～4歳用ファイザー社ワクチンは、初回接種として3回の接種を行います。

○まず、原則20日の間隔をおいて2回接種します（1回目から3週間後の同じ曜日に2回目を接種。）。

最短では、18日の間隔をおいて接種が可能です（1回目から3週間後の同じ曜日の2日前に2回目を接種。）。

1回目接種からの間隔が20日を超えた場合、できる限り速やかに2回目を接種します（接種できる間隔の上限が定められている訳ではありません。）。

○3回目接種は、2回目接種の完了から55日の間隔をおいて接種します。2回目からの間隔が55日を超えた場合はできるだけ速やかに3回目の接種を実施します（2回目から8週間後の同じ曜日に3回目を接種。）。

◎原則として、同一の方には同一のワクチンを使用することとし、1回目の接種時に4歳であった方に対して6か月～4歳用ファイザー社ワクチンを使用した後に、当該者が5歳となった場合については、2回目及び3回目も6か月～4歳用ファイザー社ワクチンを使用してください。

2 現時点で住民票のある市町村と、クーポン券に記載されている市町村は同じですか。

確認のポイント

現時点で住民票のある市町村が、クーポン券に記載のある市町村（クーポン券の発行時点で住民票のあった市町村）と異なる方は、現時点で住民票のある市町村からクーポン券の発行を受けた上で接種する必要があります。

（解説）

よく確認していただいたうえで、異なっている場合は、接種を受けることができませんので、住民票のある市町村からクーポン券の発行を受けた上で接種するよう案内してください。

住民票のある市町村とクーポン券に記載のある市町村が異なる場合は、費用請求や被害救済に支障が生じる可能性があります。

クーポン券に記載の市町村 ↔ **住民票のある市町村** ↔ **接種場所の所在する市町村**
同じである必要があります 異なっても接種できる場合があります（※）

（※）

住民票のある市町村と、接種場所の所在市町村は、異なっても接種できる場合があります。

- 「住所地外接種届出済証」の提示の必要がある場合
 - ・住民票のある市町村と実際に居住している市町村が異なる方
（単身赴任者、遠隔地へ下宿している学生、その他やむを得ない事情のある方）
 - ・出産のために里帰りしている妊産婦
- 「住所地外接種届出済証」の提示の必要がない場合
 - ・入院・入所者 ・基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合 ・災害による被害にあった者
 - ・副反応のリスクが高いなどの理由により、体制の整った医療機関での接種が必要な者
 - ・大規模接種会場で接種する者 ・職域接種を受ける者
 - ・複数市町村が連携して広域で接種体制を構築する場合 等

3 「新型コロナワクチンの説明書」を読んで、効果や副反応などについて理解しましたか。

確認のポイント

予防接種の効果や副反応などを理解しているかを確認するための項目です。

「いいえ」の場合には、医療機関（施設）で、予診前に被接種者や保護者に説明書を読んでいたかどうか、予診医や接種会場のスタッフから被接種者や保護者に説明してください。

（解説）

いったん「いいえ」にチェックがなされた場合でも、被接種者や保護者が説明を受け理解した場合には、被接種者や保護者が「はい」にチェックすることで、接種を受けることができます。こうした経緯が明らかになるよう、医師記入欄に、被接種者本人のサイン、又は被接種者や保護者に了解を得た旨の記載をすることが望ましいと考えられます。

※令和3年11月30日まで示されていた様式の予診票には4番「接種順位の上位となる対象グループに該当しますか。」の質問項目がありますが、同年12月1日以降に示された様式では削除されています。

5 現在何らかの病気にかかって治療（投薬など）を受けていますか。

確認のポイント

特に以下に該当するかに注意して接種の判断をお願いします。

○基礎疾患の状態が悪化している場合や全身状態が悪い方など

体調が回復してから接種することが大切です。体調が悪いときの接種は控えてください。体調がよくなった頃に、改めて接種時期の相談をしてください。接種後の軽度の副反応が重篤な転帰に繋がることのないよう、特に慎重に予防接種の適否を判断する必要があります。

○免疫不全のある方、○血が止まりにくい病気のある方や、抗凝固剤を服用されている方

下記に注意すれば接種可能です。（解説参照）

○アレルギー疾患のある方

10「薬や食品などで、重いアレルギー症状（アナフィラキシーなど）を起こしたことがありますか。」をご参照ください。

（解説）

・**免疫不全のある方**については、新型コロナウイルス感染症の重症化のリスクが高いとされています。米国 CDC の見解では、現時点で、有効性と安全性に関する確立されたデータはありませんが、他の接種不適当者の条件に該当しなければ、接種は可能としています。

・**血が止まりにくい病気のある方や、抗凝固薬を服用している方**は、筋肉内出血のリスクがあるため、接種後2分以上、強めに接種部位を圧迫してもらう必要はありますが、接種は可能です。（なお、抗血小板薬を服用している方は、筋肉内出血のリスクはないとされていますので、接種可能です。ただし、止血に時間がかかる可能性があることにご留意ください。）

過去の予防接種で具合が悪くなった方については、1「新型コロナワクチンの接種を受けたことがありますか。」及び11「これまでに予防接種を受けて具合が悪くなったことはありますか。」もご参照ください。

また、第2期追加接種の対象者である「基礎疾患を有する方」及び「その他重症化リスクが高いと医師が認める方」については1「新型コロナワクチンの接種を受けたことがありますか。」もご参照ください。

※令和3年11月30日まで示されていた様式の予診票には6番「その病気を診てもらっている医師に今日の予防接種を受けてよいと言われましたか。」の質問項目がありますが、同年12月1日以降に示された様式では削除されています。

7 最近1か月以内に熱が出たり、病気にかかったりしましたか。

確認のポイント

罹患した疾病の種類によっては、免疫機能の低下や続発疾患の可能性も考えられますので、体調が良くなってから、ワクチンを接種してください。麻疹など特に免疫抑制を認める疾患の場合は、十分な免疫を付けるために4週間程度間隔をおくことが望ましいと考えられます。

また、新型コロナウイルス感染症の罹患歴がある場合は、初回接種、追加接種にかかわらず、臨床的に回復していれば、接種は可能です。

（解説）

麻疹など特に免疫抑制を認める疾患の場合は、十分な免疫を付けるために4週間を目安として間隔をおくことが望ましいですが、一方で、特に免疫抑制が認められない疾患の場合は、体調が良くワクチン接種を希望する際には、治癒から接種までの間隔をおかなくても、ワクチンを接種することができます。

新型コロナウイルス感染症の罹患については、初回接種、追加接種にかかわらず、隔離が解除され、体調が回復して接種を希望する際には、その治療内容や感染からの期間にかかわらず接種することができますが、初回接種を終えた後に感染した方では、感染してから3回目追加接種までの間隔については、暫定的に3か月を一つの目安としています。

また、モノクローナル抗体による新型コロナウイルス感染症の治療を受けた場合も、本人が速やかにワクチン接種を希望する場合には、必ずしも一定期間を空ける必要はありません。本人が治療内容を記憶していない場合も同様です。

米国 CDC は、過去にモノクローナル抗体の投与を受けた方も、接種を延期する必要はないとしています（※）。

（※）

CDC. COVID-19 Vaccination Clinical & Professional Resources - Interim Clinical Considerations for Use of COVID-19 Vaccines Currently Approved or Authorized in the United States

<https://www.cdc.gov/vaccines/covid-19/clinical-considerations/interim-considerations-us.html#covid-vaccines> (2023 年 1 月 27 日更新)

8 今日、体に具合が悪いところがありますか。

確認のポイント

予防接種は体調の良い時に接種していただくことが基本です。

被接種者が何らかの軽い不調を訴えている場合も、予診医が接種可能と判断する場合は、接種が可能です。

（解説）

「はい」の場合は、どのように具合が悪いかにより、予診医が接種の可否を判断してください。

その場合、予診医が確認の上で判断したことが明確になるよう、「医師記入欄」へ接種が可能であるか否かの記載を行うことが望ましいと考えられます。

9 けいれん（ひきつけ）を起こしたことがありますか。

確認のポイント

小児期の熱性けいれんなどの既往のみでは、接種不適当者にはなりません。

現在において、けいれん発作が起こる方も、けいれん発作状況が十分に把握されており、病状と体調が安定していれば、主治医（予診医）が適切と判断した場合には接種しても差し支えありません。

（解説）

けいれんの原因診断がついている場合には、その疾患の主治医と相談の上、予防接種の実施について検討します。接種後に発熱を認めることがあるため、発熱によってけいれん発作が生じやすいとされているてんかん患者や熱性けいれんの既往のある小児については、発熱が生じた場合の発作予防策と発作時の対策を設定・指導してください。

10 薬や食品などで、重いアレルギー症状（アナフィラキシーなど）を起こしたことがありますか。

確認のポイント

接種するワクチンの成分に対し重度の過敏症の既往のある人は、接種不適当者に該当します。

1 回目の接種でアナフィラキシーを起こした人は、2 回目以降に同じワクチンを接種することはできません。また、2 回目の接種でアナフィラキシーを起こした人は、3 回目に同じワクチンを接種することはできません。

食物アレルギー、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎（花粉症を含む。）、蕁麻疹、アレルギー体質などだけでは、接種不適当者にはならず、接種するワクチンの成分に関係のないものに対するアレルギーを持つ方も接種は可能です。

ただし、即時型のアレルギー反応の既往歴がある人は、通常 15 分間の経過観察のところ、それ

より長く、接種後 30 分間の経過観察をします。

(解説)

ファイザー社のワクチン及びモデルナ社ワクチンに含まれるポリエチレングリコールや、武田社ワクチン（ノババックス）に含まれ、ポリエチレングリコールとの交差反応性が懸念されているポリソルベートを含む医薬品については、医薬品医療機器総合機構（PMDA）のホームページで検索することができます。また、ポリエチレングリコールは、大腸の検査をする時に用いる腸管洗浄剤、医薬品・医薬品添加物、ヘアケア製品、スキンケア製品、洗剤など、さまざまな用途に使用されています。ポリソルベートは既存のワクチン（11「これまでに予防接種を受けて具合が悪くなったことはありますか。」参照）などの医薬品の他、乳化剤として様々な食品に用いられています。

ポリエチレングリコールに対して重度の過敏症の既往が明らかな方は、ファイザー社のワクチン及びモデルナ社ワクチンの接種不適当者に該当します。ポリソルベートに対して重度の過敏症の既往が明らかな方は、武田社ワクチン（ノババックス）の接種不適当者に該当します。

また、ポリソルベートに対して重度の過敏症の既往がある方へのファイザー社のワクチン又はモデルナ社ワクチンの接種や、ポリエチレングリコールに対して重度の過敏症の既往がある方への武田社ワクチン（ノババックス）の接種のように、交差反応性が懸念される添加剤を含むワクチンを接種する場合、専門医による適切な評価とアナフィラキシーなどの重度の過敏症発症時の十分な対応ができる体制のもとで行うことが望ましいとされています。12 歳以上の方が、1 回目と 2 回目の接種で異なる新型コロナワクチンを希望する場合、1「新型コロナワクチンの接種を受けたことがありますか。」もご参照ください。

なお、ポリエチレングリコールやポリソルベートを含む医薬品・製品は非常に多数存在するとともに、こうした医薬品・製品には他の成分も含まれていることから、実際には原因の特定に繋がらないことも多いと考えられます。そのため、様々なアレルギー歴について丁寧に聴取し、原因の特定に至っていない場合も含め、過去に何らかの医薬品や食品などで重いアレルギー症状を起こしたことがある方に対しては、十分注意をして接種の判断を行うとともに、接種後は 30 分間の経過観察を行います。

ファイザー社のワクチン、モデルナ社ワクチン及び武田社ワクチン（ノババックス）のバイアルストッパーはいずれも天然ゴムラテックスで作られていないため、ラテックスアレルギーのある人にもワクチン接種は可能です。また、卵やゼラチンも含まれていないため、これらの物質にアレルギーのある人もワクチン接種は可能です。

被接種者にアナフィラキシー等が発生した場合の救急対応等については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施に関する手引き」（※ 1）をご参照ください。

これまでの予防接種で具合が悪くなった方については、11「これまでに予防接種を受けて具合が悪くなったことはありますか。」もご参照ください。

(※ 1) 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施に関する手引き（14 版）第 3 章 3（3）及び第 4 章 3（18）

11 これまでに予防接種を受けて具合が悪くなったことはありますか。

確認のポイント

以前に予防接種による副反応の既往があれば、その使用ワクチンの成分（添加物を含む。）と実施しようとするワクチンの成分について共通性の確認も必要です。

新型コロナワクチンの接種でアナフィラキシーを起こした方は、それ以降に同じワクチンを接種することはできません。他の新型コロナワクチン接種については、その是非を慎重にご判断ください。アナフィラキシー以外の即時型のアレルギー反応がみられた方についても、接種の是非を慎重に判断します。

また、過去に迷走神経反射を起こしたことがある方は、接種後 30 分間の経過観察を行います。ベッドに臥床して接種することも迷走神経反射の予防法の 1 つです。

ごくまれではあるものの、mRNA ワクチンであるファイザー社ワクチン（従来型）とモデルナ社ワクチン（従来型）の接種後数日以内に発症した心筋炎・心膜炎が報告されていますが、過去に mRNA ワクチン接種後に心筋炎・心膜炎を発症した方では、それ以降の接種について、現時点では安全性に関する明らかなエビデンスはありません。

（解説）

ポリエチレングリコールを含むワクチンは、ファイザー社のワクチン及びモデルナ社ワクチンで、ポリソルベートを含むワクチンは、武田社ワクチン（ノババックス）です。

ポリエチレングリコールと交差反応性をもつと言われているポリソルベートを含むワクチンは、武田社ワクチン（ノババックス）、沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチン（プレベナー13）、インフルエンザ HA ワクチン「第一三共」、組換え沈降 4 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（ガーダシル）、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン（エンセバック）、5 価経口弱毒生ロタウイルスワクチン（ロタテック）、不活化ポリオワクチン（イモバックス）などです。即時型のアレルギー反応の既往歴が判明した場合は、接種要注意者に該当する可能性があります。

新型コロナワクチンの接種後に遅発性の局所反応（例えば、紅斑、硬結、そう痒症）があっただけであれば、それ以降の接種は可能です。新型コロナワクチン接種後に遅発性の局所反応を経験した人が、それ以降の接種後に同様の反応を起こすかどうかは不明です。新型コロナワクチンの接種で、アナフィラキシー以外の即時型のアレルギー反応を起こした方については、10 を参照し、接種を見合わせるか、重度の過敏症発症時の十分な対応ができる体制のもとで接種を行うかを、慎重に判断する必要があります。12 歳以上の方が、1 回目と 2 回目の接種で異なる新型コロナワクチンを希望する場合、1 「新型コロナワクチンの接種を受けたことがありますか。」もご参照ください。

mRNA ワクチン接種後の心筋炎・心膜炎の報告は、1 回目よりも 2 回目接種後が多いものの、3 回目接種後は 2 回目接種後よりも頻度が低い傾向であることが確認されています。また、高齢者よりも思春期や若年成人に、女性よりも男性に、より多くの事例が報告されています。（※ 1）。このような傾向は、米国やイスラエルを始めとする海外でも同様に確認されています（※ 2、3）接種後数日以内に、胸痛などの心筋炎を疑う症状が現れた場合は、医療機関を受診するよう、被接種者向けの説明書に記載しています。なお、過去に mRNA ワクチン接種後に心筋炎・心膜炎を発症した方では、それ以降の接種について、現時点では安全性に関する明らかなエビデンスはなく、いったん延期又は中止するなど、慎重にご判断ください。ただし、米国 CDC の見解では、「新型コロナワクチン接種後に心筋炎・心膜炎を発症した人において、一般的に、それ以降のいずれの新型コロナワクチンについても、接種を避けるべきである。」とされています（※ 4）。

（※ 1）

第 82 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和 4 年度第 8 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会 安全対策調査会（合同開催） 2022（令和 4）年 8 月 5 日開催 資料 1-8

<https://www.mhlw.go.jp/content/10601000/000973384.pdf>

（※ 2）

CDC: Hause AM, et al. Safety Monitoring of COVID-19 Vaccine Booster Doses Among Adults — United States, September 22, 2021–February 6, 2022 MMWR Morb Mortal Wkly Rep 2022;71(7):249–254.

https://www.cdc.gov/mmwr/volumes/71/wr/mm7107e1.htm?s_cid=mm7107e1

（※ 3）

CDC: ACIP Presentation Slides: November 19, 2021 Meeting

Updates to the Evidence to Recommendation Framework: Pfizer-BioNTech and Moderna COVID-19 vaccine booster doses

<https://www.cdc.gov/vaccines/acip/meetings/downloads/slides-2021-11-19/06-COVID-Oliver-508.pdf>

（※ 4）

CDC. COVID-19 Vaccination Clinical & Professional Resources - Interim Clinical Considerations for Use of COVID-19 Vaccines Currently Approved or Authorized in the United States

<https://www.cdc.gov/vaccines/covid-19/clinical-considerations/interim-considerations-us.html# covid->

12 現在妊娠している可能性（生理が予定より遅れているなど）はありますか。または、授乳中ですか。

確認のポイント

妊娠中の方がかかりつけの産婦人科医に確認していない場合でも、予診医が妊娠していない方と同様に基礎疾患や体調の内容などについて問診や検温などの診察を行い、接種が可能と判断した場合は、妊娠中、授乳中の方も接種は可能です。

（解説）

妊娠中に新型コロナウイルスに感染すると、特に妊娠後期では重症化しやすく、早産のリスクも高まります。ワクチン接種により新型コロナウイルス感染症の発症を予防することは、妊娠中の方にもメリットとなるため、妊娠中の方も予防接種法に基づく接種勧奨の対象であり、努力義務の規定も適用とされています。現時点でファイザー社ワクチン、モデルナ社ワクチン及び武田社ワクチン（ノババックス）が、妊娠、胎児、母乳、生殖器への悪影響を及ぼすというエビデンスはありません。（※１）

産婦人科の関係学会・団体は、妊娠中の時期を問わず、mRNA ワクチンの接種を推奨しています。接種後発熱した場合には、早めの解熱剤（妊娠中はアセトアミノフェンです。）の服用を推奨しています。また、ワクチン接種について、あらかじめ健診先の医師に相談していれば、その旨を予診医に伝えることを勧めています（※２、※３）。

妊娠中の方がかかりつけの産婦人科医に確認していない場合でも、予診医が妊娠していない方と同様に基礎疾患や体調の内容などについて問診や検温などの診察を行い、ワクチン接種が可能と判断した場合は、接種が可能です。

（※１）

－ 武田社の新型コロナワクチン（ノババックス）について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_takeda.html

（※２）

－ 新型コロナウイルス（メッセンジャーRNA）ワクチンについて（第２報）－（令和３年８月１４日）

（日本産科婦人科学会、日本産婦人科医会、日本産婦人科感染症学会）

http://www.jsog.or.jp/news/pdf/20210814_COVID19_02.pdf

（※３）

－ 新型コロナウイルスワクチンをまだ接種されていない妊婦のみなさまへ～第７波をうけての再度のお願い～

https://www.jsog.or.jp/news/pdf/20220726_COVID19.pdf

（その他参考情報）

－ 厚生労働省ホームページの新型コロナワクチンＱ＆Ａ

<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/0027.html>

－ 新型コロナウイルスワクチンの安全性に関する妊産婦向けの最新情報について

https://www.jsog.or.jp/news/pdf/20211025_COVID19.pdf

13 2週間以内に予防接種を受けましたか。

確認のポイント

新型コロナワクチンの接種と、インフルエンザワクチン以外のワクチンの接種は、13 日以上の間隔をおくこととしています。インフルエンザワクチンと新型コロナワクチンの接種間隔については同時接種を含め、13 日未満とすることが可能です。

（解説）

2 週間以内に予防接種を受けている場合には、接種したワクチンの種類を確認し、インフルエンザワクチン以外のワクチンを接種していた場合には、特段の事情がある場合を除き、接種日を改めてもらってください。また、接種後は2 週間、インフルエンザワクチン以外のワクチンの接種はできませんので、説明が必要です。

また、インフルエンザワクチンとの同時接種をする場合は、

- ・ 新型コロナワクチンは筋肉内注射、インフルエンザワクチンは皮下注射であること
- ・ 各ワクチンの局所反応を区別できるようにそれぞれ別の腕に接種する（難しい場合でも接種部位の間隔を 2.5cm 以上あけることが望ましい）こと（※）

に留意してください。

（※）CDC.Frequently Asked Influenza (Flu) Questions: 2021-2022 Season

https://www.cdc.gov/flu/season/faq-flu-season-2021-2022.htm#anchor_1630003287256

14 今日の予防接種について質問がありますか。

確認のポイント

「はい」の場合は、質問を確認して回答するなど、丁寧に被接種者や保護者の理解をいただくようお願いします。

（解説）

医師の予診に至る前に予診票を確認した担当者が対応できる内容であれば、当該担当者などが対応できます。医師が対応する必要がある内容であれば、医師が回答します。

～予診票の取り扱いに関するその他の事項～

●各ワクチンの接種対象者について

(1) 初回接種について

12 歳以上用ファイザー社ワクチン（従来型）及び武田社ワクチン（ノババックス）の接種対象は 12 歳以上の方です。

5 ～11 歳用ファイザー社ワクチンの接種対象は、1 回目の接種時において 5 歳から 11 歳までの方です。

6 か月～ 4 歳用ファイザー社ワクチンの対象者は、1 回目接種時において生後 6 か月から 4 歳までの方です。

(2) 令和 4 年秋開始接種について

初回接種を終了した、接種可能な年齢の全ての方が 1 回接種可能です。

18 歳以上の方に対しては、オミクロン株対応 2 価ワクチン又は武田社ワクチン（ノババックス）を用いることができます。

12 歳以上 18 歳未満の方に対しては、オミクロン株対応 2 価ワクチンを用います。

(3) 第 1 期追加接種について

初回接種を終了した 12 歳以上の方に対する追加接種については、(2) に示すワクチンを使用することを基本とするものの、令和 4 年秋開始接種の開始後においても、それらのワクチンが入手できない場合等においては、従来ワクチンによる第 1 期追加接種を行うことも可能です。

12 歳以上の方に対しては、12 歳以上用ファイザー社ワクチン（従来型）を用います。

5 歳以上 11 歳以下の方に対しては、5 ～11 歳用ファイザー社ワクチンを用います。

(4) 第 2 期追加接種について

初回接種を終了した 12 歳以上の方に対する追加接種については、(2) に示すワクチンを使用することを基本とするものの、令和 4 年秋開始接種の開始後においても、それらのワクチンが入手できない場合等においては、12 歳以上用ファイザー社ワクチン（従来型）による第 2 期追加接種を行うことも可能です。

5 ～11 歳用ファイザー社ワクチン、6 か月～ 4 歳用ファイザー社ワクチン及び武田社ワクチン（ノババックス）については、第 2 期追加接種に用いることはできません。

●接種不適当者の「明らかな発熱を呈している方」について

明らかな発熱とは通常 37.5℃以上を指します。ただし、37.5℃を下回る場合も平時の体温を鑑みて発熱と判断される場合はこの限りではありません。

●インフルエンザワクチンとの同時接種を実施する場合の留意点

両ワクチンの取扱いの違いに対して、以下のような措置等を講じた上で、管理、運用等について十分に注意し、間違い接種がないように留意することとしてください。

- ▶新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンの接種を実施する場合は、接種対象者に同時接種の希望があることを必ず直接確認した上で、予診を実施する。
- ▶新型コロナワクチン及びインフルエンザワクチンの管理については、保管温度帯が異なることから、複数人での確認を徹底するとともに、接種関連器具・物品を区分し、責任者・担当者を置く。

●16歳未満の接種希望者の「新型コロナワクチン接種希望書」自署欄について

16歳未満の方が接種を希望する場合、「新型コロナワクチン接種希望書」には保護者の署名が必要です。

また、原則、保護者の同伴が必要ですが、中学生以上の接種希望者に限り、保護者自署欄にて保護者の同意を確認できた場合は、保護者の同伴がなくても、接種は可能です。

●「医師署名又は記名押印」欄について

署名は接種を判断した医師の直筆で行いますが、ゴム印などで記名した場合は医師の押印を行います。

●母子健康手帳について

乳幼児及び小児に対して接種を行う場合は、保護者に対し、接種前に母子健康手帳の提示を求めてください。

●最下部の医師記入欄（ワクチン名、ロット番号、接種量、実施場所、医師名、接種年月日）

医師の指示のもと、医師以外の方が記入することができます。

実施場所は、医療機関が行う場合は医療機関名を記載し、集団接種会場で実施する場合は、できるだけ実施の主体や場所が特定できるよう記載します。（例：〇〇市保健センター、〇〇公民館）

厚生労働行政推進調査事業費補助金 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業
「ワクチンの有効性・安全性と効果的適用に関する疫学研究」（研究代表者 廣田良夫）の
研究分担者・研究協力者の方々（岡田賢司、中野貴司、岩田敏、多屋馨子）に
ご協力をいただいています。（敬称略）